



発行 東京都

目次

告示

○行政不服審査法による公示送達……………(総務局総務部法務課)…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

告示(公)

○駐車監視員資格者講習の実施……………二

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一四件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…四

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…六

告示

●東京都告示第八百八十六号

行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十八条において準用する第四十二条第二項及び第三項の規定に基づき、左記のとおり公示送達する。

平成二十七年五月二十五日

東京都知事 舛添 要一

記

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

異議申立て時の住所 東京都練馬区石神井台二丁目三十五番四十二号

現住所 不明

異議申立人 佐藤 てる

二 公示事項

異議申立人が、平成二十七年一月二十七日に当庁に提起した異議申立てについて、当庁は、平成二十七年四月三日付けで決定をしたが、異議申立人の所在が不明のため、同人に決定書の謄本を送付できない。よって、右決定書の謄本は、当庁(総務局総務部法務課)において保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は当庁に出頭の上受領されたい。

●東京都告示第八百八十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十五日

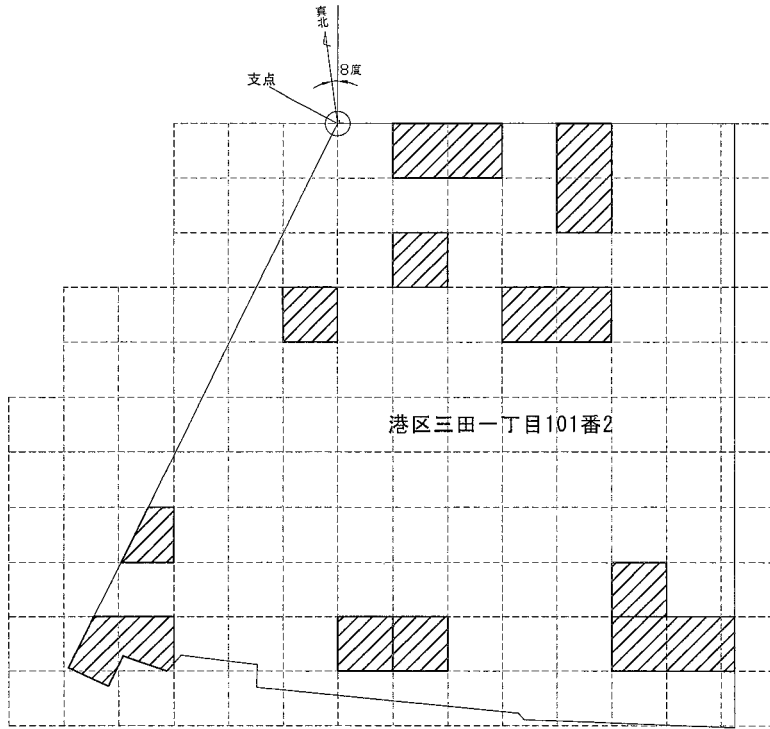
東京都知事 舛添 要一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区三田一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界 (筆境界)
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、港区三田一丁目101番2の最北端とする。

【格子の回転角度(8度)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第192号

確認事務の委託の手續等に関する規則 (平成16年国家公安委員会規則第23号) 第8条の規定により、駐車監視員資格者講習 (以下「講習」という。) を実施するので、同規則第6条の規定により次のとおり告示する。

平成27年5月25日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 講習の実施日時

講習 平成28年1月18日 (月曜日) 及び同月19日 (火曜日) の2日間

午前9時30分から午後5時40分まで

考査 平成28年1月25日 (月曜日)

午前10時から午前11時まで

2 講習の実施場所

東京ビッグサイト 会議棟6階会議室

江東区有明三丁目11番1号

3 講習予定人員

500名 (予定人員になり次第締め切る。)

4 申込手続

(1) 受付期間

平成27年11月9日 (月曜日) から同月27日 (金曜日) まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に定める休日を除く。

<p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 受付場所 都内各警察署交通課</p> <p>(4) 申込書類 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通 (駐車監視員資格者講習受講申込書は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。)</p> <p>(5) 受講手数料 20,000円 (申込時に、警察署会計係又は会計厚生係において納入すること。)</p> <p>5 問合せ先 警視庁放置駐車対策センター企画運用係 電話 03 (3581) 4321 内線 7870-5123</p>	<p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環太平洋学生キャンプ</p> <p>三 代表者の氏名 三上 昭雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区西荻南二丁目十二番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 1 青少年同士のふれ合いを通じて国際理解を深めること及び海外の青少年に「素顔の日本」を体験させ、現状を正しく認識させることを目的とする。 2 環太平洋地域から集まった青少年に、雄大な自然環境のもとで、組織的なキャンプを経験させ、共同生活を通じて「友情、協力、奉仕」の精神の体得をはかり、人間形成に役立たせることを目的とする。 3 参加青少年の間で、各学校の生活について意見を交換し、学校生活の向上を考え、社会の発展に貢献する態度を養い、青少年の情操をたかめるとともに、自然についての科学的知識を深め、各種の活動を通じて心身を鍛えることを目的とする。 4 環境問題について関心を持たせ、地球さらには宇宙利用と人類の活動について考えさせ、環境の保全を図ることの重要性を認識させることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>平成二十七年四月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人紀州熊野応援団</p> <p>三 代表者の氏名 嵩 聰久</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段南三丁目四番二号 ハイツ九段坂五〇三</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、紀州熊野地域に暮らす人々と全国各地に暮らす人々との間の交流を図り、紀州熊野地域の潜在的資源と全国各地の潜在的な需要とを調和させるための事業を行ない、もって紀州熊野地域の振興・活性化と雇用創出に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うつ病・ひきこもり訪問支援センターハートスプリント</p> <p>三 代表者の氏名 池上 敬</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区長崎六丁目十八番十四号 清風荘二〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、うつ病、ひきこもり、不登校又は自殺、</p>
<p>特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年五月二十五日</p>	<p>公 告</p> <p>特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について</p>	

認知症等高齢者の問題を抱える個人・家族又は団体に對して、訪問カウンセリングや関連情報の提供に関する事業を行うことで、当事者の心身の健全化、自立支援、就業支援、自殺予防に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構

三 代表者の氏名

武者 廣平

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区外神田二丁目十四番十号 第二電波ビル七〇六号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民や団体を対象として色覚に関する情報を伝え、色づかいに関する評価・改善提案をおこなう。その活動を通じ実社会の色彩環境をヒトの多様な色覚に配慮した社会に改善してゆくことによつて、全ての人がより公平で文化的な生活ができる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人楽患ねっと

三 代表者の氏名

岩本 貴

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区西新井栄町一丁目二十一番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、疾患や障害をもつ本人、家族らに對して医療および福祉関連情報、サービスを提供し、また医療福祉相談および医療福祉関係者の育成を通じて医療福祉関係者との開かれた環境を構築、これにより当事者中心の参加型医療および福祉を推進し、もつて医療福祉環境を充実させることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年五月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年五月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名 (仮称) オーケー西府店

二 店舗所在地 府中市本宿町(西府土地地区画整理事業内十三街区一区画)

三 設置者名 オーケー店舗保有株式会社

四 設置者住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 オーケー株式会社

六 新設をする日 平成二十七年十二月一日

七 店舗面積の合計 二千八百九十八平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百六十四台

九 駐車場の位置及び収容台数 店舗南東側 二百台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百九平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十八・〇〇立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時三十分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十一時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 平成二十七年三月三十一日

<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成二十七年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称) nonowa国立WES T</p> <p>二 店舗所在地 国立市北一丁目十四番地十七ほか</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定</p> <p>六 新設をする日 平成二十八年四月一日</p> <p>七 店舗面積の合計 千六百二十平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗西側 三十二台</p> <p>九 駐輪場の位置及び収容台数 隔地 二百七十台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗西側 百九十九平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 九・九四立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時ほか</p> <p>十三 小売業を行う者の午後十時</p>
<p>の閉店時刻</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十時三十分まで</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗西側</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで きる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>十七 届出日 平成二十七年三月三十一日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成二十七年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体</p>
<p>にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年五月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十七年五月二十五日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>三井アウトレットパーク多摩南大沢</p>	<p>一 店舗名 八王子市南大沢一丁目六百番地</p> <p>二 店舗所在地 三井不動産株式会社</p> <p>三 設置者名 中央区日本橋室町二丁目一番一号</p> <p>四 設置者住所 岩沙 弘道</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 荻田 正信</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 平成二十三年六月二十九日</p> <p>七 変更日 平成二十七年四月十六日</p> <p>八 届出日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>九 縦覧場所 平成二十七年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十 縦覧期間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>十一 縦覧時間 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に</p>

ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年五月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年五月二十五日

東京都知事 舛添要一

- 一 店舗名
二子玉川ライズ・ショッピングセンター、二子玉川ライズ・ドッグウッドプラザ、二子玉川ライズ・オークモール
- 二 店舗所在地
世田谷区玉川二丁目二十一番一号 ほか
- 三 設置者名
東京急行電鉄株式会社ほか二十一名
- 四 設置者住所
渋谷区南平台町五番六号ほか
- 五 変更前の駐車場の数及び位置
二か所 店舗東側
- 六 変更後の駐車場の数及び位置
三か所 店舗東側
- 七 変更日
平成二十七年四月八日

八 届出日

平成二十七年三月二十六日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成二十七年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年五月二十五日

東京都知事 舛添要一

- 一 店舗名
京王高尾ビル
- 二 店舗所在地
八王子市初沢町千二百二十七番地三
- 三 設置者名
京王電鉄株式会社
- 四 意見
ア 聴取者 八王子市長
イ 概要 意見なし
ウ 収受日 平成二十七年四月三日
- 五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間
平成二十七年五月二十五日から同年六月

七 縦覧時間

二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号

163-8001

定価

一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号

112-0002

